

社会福祉法人雄和福祉会 一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成30年7月31日までの3年4ヶ月

2. 内 容

目標1 産前・産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業、休暇・休業中の育児休業給付金や社会保険料免除など諸制度を周知する。

対策

- ・平成27年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・平成27年10月～ 制度に関する資料を作成、各事業所管理者や部門のリーダーを対象とした研修を実施
- ・平成28年1月～ 制度に関する資料を全職員に回覧、育児と家庭の両立が出来る環境づくりを維持、推進していく。

目標2 保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる、「子どもお仕事参観日」を実施する。

対策

- ・平成28年7月～ 参観日実施について管理者会議で検討
- ・平成28年9月～職員会議や事業所内掲示等により職員へ参観日実施について周知
- ・平成28年11月～ 「子どもお仕事参観日」を実施。職員へアンケート調査を行い、今後に向けて検討

目標3 年次有給休暇の取得の促進を図る。

対策

- ・平成29年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を調査し、管理者会議で取得率を上げるための計画を決定
- ・平成29年8月～ 各事業所の有給休暇取得促進について職員会議や事業所内掲示により職員への周知、啓発を図る。
- ・平成30年1月（年次休暇更新）～ 取得促進の取り組み開始。6ヶ月経過時、職員個々の有給休暇取得状況をチェックし、取得率の促進を維持、推進していく。